

広島県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成十九年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成十九年六月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町字荒神原字女鹿一八六番三 地先から 山県郡北広島町字荒神原字女鹿一八六番一六 地先まで			八・八〇〇 一 五・〇〇〇	二八九・〇〇	
			九・〇〇〇 二 一・五〇〇	二八九・〇〇	拡幅